

■旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

※一回目に更新・免除した人のみ対象（延期・期限後の更新の期間はこの限りではない）

（表1）

平成21年（2009年）3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	二回目の確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間	次の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	令和3年3月31日 (2021年3月31日)	平成31年2月1日 ～令和3年1月31日	令和13年3月31日 (2031年3月31日)
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	令和4年3月31日 (2022年3月31日)	令和2年2月1日 ～令和4年1月31日	令和14年3月31日 (2032年3月31日)
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	令和5年3月31日 (2023年3月31日)	令和3年2月1日 ～令和5年1月31日	令和15年3月31日 (2033年3月31日)
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	令和6年3月31日 (2024年3月31日)	令和4年2月1日 ～令和6年1月31日	令和16年3月31日 (2034年3月31日)
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	令和7年3月31日 (2025年3月31日)	令和5年2月1日 ～令和7年1月31日	令和17年3月31日 (2035年3月31日)
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	令和8年3月31日 (2026年3月31日)	令和6年2月1日 ～令和8年1月31日	令和18年3月31日 (2036年3月31日)
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	令和9年3月31日 (2027年3月31日)	令和7年2月1日 ～令和9年1月31日	令和19年3月31日 (2037年3月31日)
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	令和10年3月31日 (2028年3月31日)	令和8年2月1日 ～令和10年1月31日	令和20年3月31日 (2038年3月31日)
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	令和11年3月31日 (2029年3月31日)	令和9年2月1日 ～令和11年1月31日	令和21年3月31日 (2039年3月31日)
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和12年3月31日 (2030年3月31日)	令和10年2月1日 ～令和12年1月31日	令和22年3月31日 (2040年3月31日)

※ 昭和30年4月1日以前に生まれた方で、平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する方については、修了確認期限は設定されません。  
そのため更新講習を受講・修了しなくても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。  
(ただし、平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所持する方は、生年月日にかかわらず表2を適用。)

（表2）

平成21年（2009年）3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方（栄養教諭以外の職にある方も該当します）の修了確認期限

※一回目に更新・免除した人のみ対象（延期・期限後の更新の期間はこの限りではない）

	栄養教諭免許状を授与された日	二回目の確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間	次の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭免許状を授与された者	令和8年3月31日 (2026年3月31日)	令和6年2月1日 ～令和8年1月31日	令和18年3月31日 (2036年3月31日)
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	令和9年3月31日 (2027年3月31日)	令和7年2月1日 ～令和9年1月31日	令和19年3月31日 (2037年3月31日)
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	令和10年3月31日 (2028年3月31日)	令和8年2月1日 ～令和10年1月31日	令和20年3月31日 (2038年3月31日)
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	令和11年3月31日 (2029年3月31日)	令和9年2月1日 ～令和11年1月31日	令和21年3月31日 (2039年3月31日)

※ 旧免許状所持者の方で、平成21年4月1日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、（表1）により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

◆ 「次の修了確認期限」の日付は、『更新講習修了確認申請』または『免許状更新講習免除申請』を行った方が該当し、『修了確認期限延期申請』や『修了確認期限経過後の更新講習修了確認申請』を行った者については、その日付とはなりませんのでご注意ください。

## 注意

旧免許状所持者は、原則として、45、55、65 歳になった次の3月 31 日が修了確認期限となります（延期申請した者を除く）。

※旧免許状所持者が、平成21年4月1日（2009年4月1日）以降に新たに教員免許状を取得したとしても、修了確認期限は自動で延長されることはありませんので、修了確認期限の延期を希望する場合は、延期手続きが必要です。（別添資料3参照）